平成19年税制改正に伴う塩光輝著『エクセルで農業青色申告』の改訂について

平成19年の税制改正では、平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産について、償却可能限度額および残存価額が廃止され、1円まで償却できるという大きな変更が行われました。また、従来の減価償却資産についても、平成20年分以降の所得税申告において、特定の算式で償却費を計算し、やはり1円まで償却することになりました。

税制の改正と減価償却計算方法の改正に準じた本文記載内容の変更は以下の通りです。

vii頁20行~27行の以下の部分を削除

その後、葉たばこ・・・見直しをして作成したものです

9 0 頁冒頭に以下の文章を挿入

ところで、平成19年度税制改正において、減価償却制度が次のように大幅に 改正されました。

●償却可能限度額及び残存価額の廃止等

①平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額(従来は取得価額の95%相当額)および残存価額が廃止され、次の算式(「新たな償却の方法」)により耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。

(新たな) 定額法による償却費=取得価額×定額法の償却率

ただし、年の途中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に供していた月数/12」を乗じます。

この新たな償却の方法は、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について適用されます。平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法については、その名称が、定額法は「旧定額法」に改められました。

②平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年分以降について、次の算式で計算した金額を償却費とし、1円まで償却することとされました。そして、この改正は平成20年分以降の所得税について適用されます。

償却費=(取得価額一取得価額の95%相当額-1円)÷5

③平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産の償却費の計算において適用 される「定額法の償却率」及び「定率法の償却率」等が新たに定められました。

●届出等の手続き

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産の償却の方法については、平成19年3月31日以前に取得したものと区分した上で、構築物、機械及び装置等といった資産の種類の区分ごとに選定し、資産を取得した日等の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、償却の方法を記載した「減価償却資産の償却方法の届出書」を所轄税務署長に届け出することとされています。

ただし、「減価償却資産の償却方法の届出書」の提出をしていない新減価償却資産で「償却方法のみなし選定(旧の減価償却資産の種類区分に応じた償却方法の選定)」に該当しない場合は、原則として定額法が法定償却方法となります。償却方法として定率法を選定するときは「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出する必要があります。

●減価償却資産の償却率「定額法」

耐用年数	旧償却率	新償却率
2	0.500	0.500
3	0.333	0.334
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.166	0.167
7	0.142	0.143
8	0.125	0.125
9	0.111	0.112
10	0.100	0.100
11	0.090	0.091
12	0.083	0.084
13	0.076	0.077
14	0.071	0.072
15	0.066	0.067
16	0.062	0.063
17	0.058	0.059
18	0.055	0.056
19	0.052	0.053
20	0.050	0.050

註:網掛け部分が変更された償却率の値です。

● 具体的な計算例

☆平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の場合

[設例1]取得年月:平成20年1月、取得価額:100万円、耐用年数:10年、耐用年数10年に対する償却率:0.100、事業専用割合:100%(比較のため旧の残存割合は10%とする)

年分	20年	2 1 年	• • •	28年	2 9 年	3 0 年
旧償却費	90,000	90,000		90,000	90,000	50,000
旧未償却残高	910,000	820,000		190,000	100,00	50,000
新償却費	100,000	100,000		100,000	99,999	0
新未償却残高	900,000	800,000		100,000	1	1

☆平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の場合

[設例2]取得年月:平成10年1月、取得価額:100万円、耐用年数:10年、耐用年数10年に対する償却率:0.100、事業専用割合:100%、旧の残存割合:10%

年分	19年	20年	2 1 年	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年
旧償却費	90,000	50,000	0	0	0	0	0
旧未償却残高	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
新償却費	90,000	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999
新未償却残高	100,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1

註:この事例では、平成20年分において償却費の累計額が償却可能限度額まで達しているので、平成21年分以降については5年間で1円まで均等償却となります。

[設例3]取得年月:平成5年1月、取得価額:100万円、耐用年数:10年、耐用年数10年に対する償却率:0.100、事業専用割合:100%、旧の残存割合:10%

年分	19年	20年	2 1 年	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年
旧償却費	0	0	0	0	0	0	0
旧未償却残	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
高							
新償却費	0	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999	0
新未償却残	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1	1
高							

註:この事例では、平成19年分時点ですでに償却限度額まで達していますが、 5年間で1円まで均等償却する措置は、平成20年から適用となります。

9 1 頁 1 2 行

処分した月のNo. → 実質的に使用した月数

9 1 頁 1 4 行

・・表示されます。

例えば本年 4 月に新規購入した資産を本年 1 0 月に処分したときは、 $9 \rightarrow 7$ と 訂正します (実質の使用期間が 7 ヶ月です)。新規購入でない資産を 1 0 月に処分 したときは、 1 2 \rightarrow 1 0 と訂正することになります。

9 1 頁 1 6 行

特別償却をするときのみ → 取得初年度に特別償却をするときのみ

9 5 頁 1 2 行

「償却限度額」「年末償却引当金」 → 「償却限度額」「年初償却引当金」「年 末償却引当金」

9 5 頁 1 6 行

特別償却をしたとき、あるいはすでに → すでに

1 4 0 頁 9 行へ追加

●残高:預金の残高の推移が示されます。

 \downarrow

●残高:預金の残高の推移が示されます。

●摘要:仕訳記録の「摘要」が示されます。

1 4 2 頁 9 行 へ 追 加

●残高:勘定科目の残高・・・

 \downarrow

●残高:勘定科目の残高・・・

●摘要:仕訳記録の「摘要」が示されます。

179頁11行

さく、暗渠、井戸、サイロ → さく、サイロ

1 7 9 頁 2 4 行

創業費 → 共同で設置した暗渠や井戸などの公共的施設